

報告Ⅲにかんする討論

第一、第二報告が個別事例を対象としたものであるのに対して、第三報告は農政の位置づけをめぐるより一般的な観点からなされたものであ

った。そこで討論は、全報告を包んだかたちで展開された。

討論の内容は大きく二つに分けられる。ひとつは農政が最近提唱する「むら」の見直しについてであった。これは、今後の農政のあり方をめぐるさまざまな議論のなかで、政府側が「農政の基本方向」として取り組もうとしている課題のひとつである。他のひとつは、個々の具体的な農業政策が農業および農村に対して与えた影響をいかに評価するかについてであった。この二点のうち、「むら」の見直しに関する議論から要約する。

報告に対する意見として、まず、見直しをする単位として「むら」は妥当なのかどうか問題となった。たとえば土地についてみた場合、請負集団が発展しつつある稲作中心の地域では、むしろ「むら」が広域的な土地利用権の移動を妨げているという面もあるのではないか。農政が「むら」を見直すというとき、より広域的な地域農業への展開とどのように関連づけていくのか、という指摘である。また、利用する対象として農政が位置づける「むら」と生産生活をも含んだ総体としての「むら」とのあいだには多少のズレがあるとし、後者の方の「むら」に地域農業への展開の可能性を見出しうるのではないかとする意見も出された。さらに、地域によって「むら」が機能する範囲が異なってきたり、農業面ではもはや「むら」は機能しなくなったところもあることが指摘された。その場合、農家の生産力的な側面での主体性が分類の指標となるであろうとされた。

これらの意見に対し、第三報告における「「むら」の見直し」の位置づけはかなり異なる視点に立っていたと思われる。農政が見直そうとし

ているのは、「むら」のもつ合意形成機能なのである。つまり、ある農業政策が打ち出されたとき、「むら」の合意形成機能を「利用」した方がその政策をより効率的に浸透させることができるという意味においてであった。この例としては、特に米の生産調整時におけるたいへん高い目標達成率があげられ、これは「むら」の公平原理に基づく意見調整機能によるところが大きいことが指摘された。しかし、この視点が近代経済学的見地に立った効率性の追及という範囲に限定されていたため、先のいくつかの意見と必ずしも充分にかみ合わなかったという感が強い。

第二の論点は、農政が農業・農村に与えた影響をどう評価するかについてである。特に第一、第二報告とも関連したかたちで「生産の選択的拡大」をめぐる議論が展開した。この点について第三報告では、特に構造改善事業など土木事業を伴う政策は補助金の額も大きく、農業・農村に与える影響も大きい、市場価格に左右される「選択的拡大」については、たとえ積極的な政策的介入がなかったとしてもその方向に進んだ可能性が強いと述べた。つまり、発展の素地があり、農家側の主体的な対応があったところに農政がうまく関与したと位置づける。これに対して、主に第一、第二報告の報告者からは、「選択的拡大」政策時にも比較的大規模な土木工事が併行して行われたことが指摘され、この政策による影響は小さくなかったのではないかという意見が出された。これは、第一、第二報告の対象とした地域がいわゆるモデル地区であり、そこに灌漑用水の新設、農地造成などを目的とした巨額の補助金が交付されたことによるものであろうか。全国レベルの視点と個別地域レベルの視点とのちがいを言えよう。

一方、この論点に関連してかなり異なる見方もあった。以上の論点が政策の効果をどう評価するかというものであるのに対して、住んでいる人間の側からみた政策の影響をみようとするとするものである。たとえばある事業に対して補助金が交付される場合、たしかに補助金が交付されているあいだは農業・農村が変化したように見えるが、補助金の交付が止まれば元の状態に戻ってしまうことも多い。さらに、「先進的」と言われ、各種の農業賞を受賞している地域においても、補助金を持ってくる自治体の企画力、リーダーの指導力のみが大きくて、その他一般の農民の意識は見た目ほど変化していないのではないかという意見が出された。

以上の二つの論点をふまえた上で行きついたのは、「むら」とは何か「むら」についてであった。「むら」については他に、現在の「むら」の間関係をたしてそのまま「見直し」していいのかどうかという意見も出されたが、これら「農政と村落」を見る場合のさまざまな視点、ひいては「むら」を見る場合のさまざまな視点をどう連関させていくかが、今後のわれわれの重要な課題となるのではないだろうか。

(秋津記)